

◎新潟県告示第555号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年4月22日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ計測）
- 2 作業期間 令和3年10月18日から令和4年3月11日まで
- 3 作業地域 信濃川・中ノロ川（新潟県新潟市の一部、三条市の一部、燕市の一部、加茂市の一部）